

第 2 期 広川町 地域福祉活動計画

令和 3 年 3 月

第 2 期
広川町
地域福祉活動計画

■ 地域福祉活動計画の策定にあたって



社会福祉法人 広川町社会福祉協議会
会長 飯田 潤一郎

近年、少子高齢化や核家族化、価値観・生活様式の多様化などを背景に、地域の中で人とつながり続けることの重要性や、地域に対する関心の希薄化が、大きな社会問題となってきております。

このような中で、本計画を着実に実行していくためには、地域住民や福祉団体、福祉・医療従事者、NPO・ボランティア、行政等の多様な主体が、それぞれの強みを活かしてつながり、そして、新たな視点による活動・仕組みを創出・強化していくことが必要であると考えております。従いまして、第1期計画に続く本計画につきましては、「わたしたち」それぞれの「気づき」と「工夫」により、幸せな暮らしを持続・発展させていくための行動計画であると位置づけ、策定いたしましたところでございます。

今回、策定委員会の皆様におかれましては、日頃の地域福祉活動において培われました豊富な経験によりますところの熱心なるご指導、ご教示を賜わりまして、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、引き続きまして、住民の皆様の地域福祉の充実・発展のために、ご支援、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



第2期広川町地域福祉活動計画策定委員会
委員長 大竹 正二

この度の、第2期広川町地域福祉活動計画の策定に携わらせていただき、はじめに、計画の策定にご協力いただきました関係者各位、住民の皆さまに、策定委員会を代表いたしまして、心から感謝申し上げます。

策定委員会では、第1期計画の進捗を振り返り、総括し、広川町における、これからの民間による地域福祉の推進について、協議を重ねてまいりました。

今日、生活様式や地域住民同士のつながり方が、時代とともに変化する中、同時に、生活課題や地域課題も複雑多岐化しています。民間サイドで地域福祉を推進するためには、私たち一人ひとりが、このような現状に「気づき」、その中で「工夫」をしていくことが最も重要であると認識し、新たな基本理念を設定し、第2期計画を策定いたしました。

今後、この第2期計画の実現に向けて、様々な主体が連携・協働し、着実に、確実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。住民の皆さまにおかれましては、引き続きまして、本計画の実施、達成のために、ご理解、ご協力をお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

■目次

地域福祉活動計画の策定にあたって 4

【第1章】計画策定の趣旨

〔1〕 地域福祉活動計画とは 8

〔2〕 計画策定の背景 8

〔3〕 計画の位置づけ 9

〔4〕 計画の策定体制 10

（1） 計画策定委員会の設置 10

（2） 計画策定チームの構築 10

【第2章】計画の基本的な考え方

〔1〕 第1期計画の振り返り 12

〔2〕 主要課題と解決の方向性 13

〔3〕 計画の基本理念と基本目標 ～わたしたちが目指すもの～ 14

〔4〕 計画の体系 15

【第3章】目標達成のための取り組み

〔基本目標1〕 わたしたちが共に生きていくまちづくり 16

〔基本目標2〕 わたしたちが暮らしやすいまちづくり 20

〔基本目標3〕 わたしたちが安心を創るまちづくり 23

【第4章】計画の進め方

〔1〕 計画の実施体制 26

〔2〕 計画の進行管理 26

【資料編】

第2期広川町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 28

計画策定の経過 30

【第1章】計画策定の趣旨

【1】地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会（以下、「社協」という）が、地域住民をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者やNPO、ボランティア、行政等と相互に協力して策定し、それらが協働・連携して推進する民間の行動計画です。

【2】計画策定の背景

現在、私たちはモノや情報が豊かな生活環境で暮らし、その状況は時代とともに、さらに便利な社会へと進展しています。しかしながら、その豊かさは、個人の価値観やニーズ、生活スタイルの多様化をもたらす一方で、既存の社会の仕組みやルールとの間に溝やズレが生まれ、それが地域生活課題へと発展してきています。

そして、今日の人口減少や少子高齢化、核家族化や単身化の進行は、孤独や孤立を生み、これまでは地域や家族で支え合い解決してきたことが困難になってきており、子ども、障がい者、高齢者への虐待、高齢者の孤独死、ひきこもり、青少年の犯罪、いじめ、消費者被害など、数多くの社会問題を引き起こしています。広川町におきましても、人と人とのつながり、地域の一員としての意識が薄くなり、地域社会を支える力が弱まってきており、ひとり暮らし高齢者や障がい者、ひとり親家庭の孤立など、私たちの身近な地域の中で、様々な問題が生じてきております。また近年は、毎年のように日常生活に多大なる影響を及ぼす災害が発生しており、それに伴って安全・安心に対する関心が非常に高まり、日頃の備えや災害時の対応が必要になってきています。

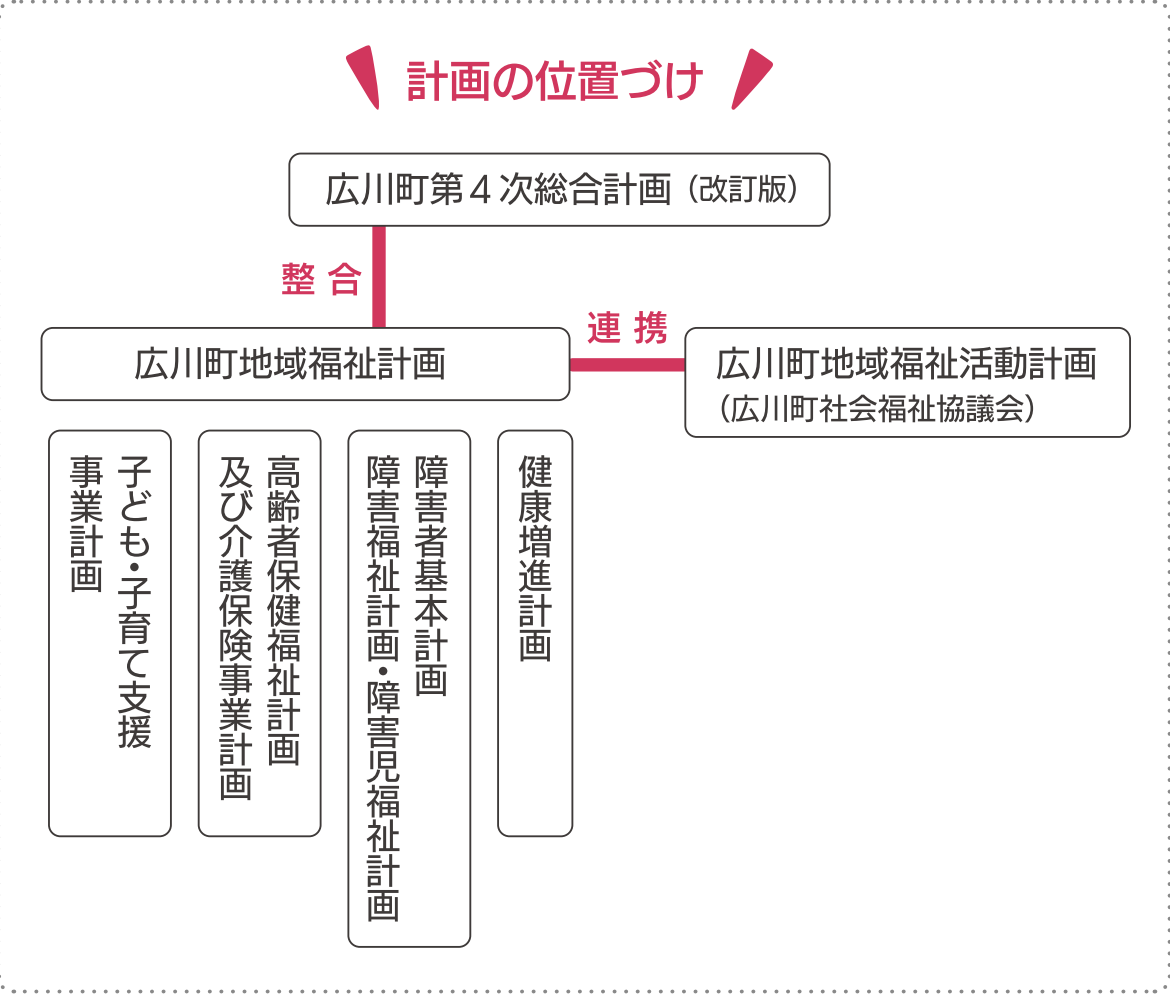
このような状況の中で、広川町行政におきましては、平成27年3月に、「広川町地域福祉計画」が策定され、令和2年度からは第2期計画が実施されているところです。同時に社協におきましては、民間による福祉活動の行動計画として、平成28年3月に「広川町地域福祉活動計画」を策定し、令和2年度までの5年間で計画を進めてまいりました。

そしてこの度は、令和3年度からの5年を計画期間とした「第2期広川町地域福祉活動計画」を策定することといたしました。今期の策定にあたりましては、第1期計画において取り組んできた活動の効果や課題を検証し、新たなニーズや課題に対応すべく、策定していきたいと考えております。

〔3〕計画の位置づけ

町の地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、町が地域福祉推進のため、国県と共に、主として、行政法規に基づいた福祉施策を計画的に遂行していく、行政の視点からの行政の計画であります。住民主体の、あるいは住民が参画する活動を志向する地域福祉活動計画は、住民の視点からの民間の計画であり、お互いが福祉の推進をめざす計画です。したがって、両計画はお互いが協働・補完し合う、いわば車の両輪のような関係性をもっています。

そして、この両計画に基づいて、法に定められている「地域福祉を推進する中核的組織」である町と社協が、地域住民等と一緒に連携・協調して、広川町の地域福祉の増進を図っていくことが、正しく、法が理想としている地域福祉の姿であると考えています。



4. 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために、福祉活動に携わる町民で構成される「第2期広川町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

第2期広川町地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所属団体名
委 員 長	大 竹 正 二	広川町老人クラブ連合会
副委員長	松 本 一 義	広川町身体障害者福祉協会
委 員	綾 戸 信 之	久泉ふれあいのひろば
委 員	梅本 恵美子	長延三ツ丸ふれあいいきいきサロン

(2) 計画策定チームの構築

「社会福祉法人広川町社会福祉協議会」と「NPO法人とねりこ」のメンバーで構成し、地域福祉活動計画策定の進行管理や方向性、骨子（案）の検討、基本資料の作成等を行うため、10回に亘る会議を開催しました。

▼ 社会福祉法人広川町社会福祉協議会

社協は、社会福祉法において、極めて公共性の高い、行政と並んで地域福祉の推進を図ることを目的とする中核的な組織である団体として位置付けられ、謳われており、誰もが安心して暮らすことができる「ふくしのまちづくり」を推進することを使命とする民間の社会福祉団体です。

また、社協は、全国レベルでは全国社会福祉協議会（全社協）、都道府県レベルでは都道府県社会福祉協議会（都道府県社協）、市町村レベルでは市町村社会福祉協議会（市町村社協）が組織されています。それぞれは独立した組織ですが、密接な連携を図っています。

広川町社協は、地域の住民組織、社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、さらに、地域の幅広い種々の専門家・団体・機関によって構成された社会福祉法人として、主体的に地域福祉の推進に努めています。

社会福祉協議会の役割（社会福祉法第109条に規定）

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 上記の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

▼ NPO法人とねりこ

令和2年3月に福岡市にて設立。思いを抱く人や組織が、違いを越えて互いに向き合い、共に複雑な課題に挑む社会の実現を目指して、他組織との協働による課題解決プロジェクトのマネジメントや、非営利組織の経営に関するコンサルティング、他組織からの要請に応じたのアドバイザー・講師派遣のほか、非営利組織の事業計画や業務改善計画などの立案・策定の支援などに取り組まれています。

今回の計画策定にあたって、代表理事の今村晃章氏と、理事の芹田博氏のお二人にアドバイザーを務めていただきました。



▲ 策定委員の集合写真



▲ 策定委員会の様子

【第2章】計画の基本的な考え方

【1】第1期計画の振り返り

平成28年策定の第1期計画では、3つの基本目標をもとに具体的な取り組みを進めてきました。その進捗に関する振り返りについては、計画策定委員会において協議が行われました。

【基本目標1】みんなで支え合うまちづくり

- ・地域や福祉に関する意識の向上を図ることを目的に、住民福祉座談会や地域カフェの実施、講演会や福祉フォーラムの開催など啓発事業に取り組み、福祉課題の共有ができました。
- ・サロン活動や地域通いの場、民間の移動店舗販売事業者との協働による買い物支援など、住民主体、他機関連携による地域福祉活動が増加しました。
- ・くらしのサポーター養成講座やボランティア活動センターでの各種講座の開催などにより、担い手の育成につなげることができました。
- ・町内の福祉団体との連携に取り組んだほか、広川町社会福祉法人連絡会における連携の枠組みの立ち上げなどの新たな取り組みにも着手できました。

【基本目標2】みんなが暮らしやすいまちづくり

- ・生活困窮や権利擁護など、複雑化する相談内容に対して、適切な相談支援を行うことができました。
- ・社協内部に広報委員会を設置し、広報誌やSNSを活用した、わかりやすい福祉の情報発信に努めました。
- ・介護保険サービスや生活福祉資金、日常生活自立支援事業など、公的サービスを中心として、福祉サービスの充実に取り組みました。
- ・当事者同士がつながり、共感し学び合う場として、家族介護教室や家族介護者の交流事業、なのはなカフェ（介護者カフェ・認知症カフェ）に取り組みました。
- ・地域通いの場の創設やひろかわ健康隊養成講座の実施など、住民主体による介護予防活動の充実に取り組みました。

【基本目標3】みんなで守り合うまちづくり

- ・災害対応については、豪雨災害でのボランティア活動や他市町村の災害ボランティアセンターへの応援派遣などを通じて、社協職員としての知見を積むこと

ができています。また、災害支援における相互協力協定の締結など、他組織との連携体制の構築に取り組みました。

- ・生活困窮者や認知症の人など、生活支援が必要な人に対して、適切な機関との連携・調整を行い、くらしの課題解決に向けた早期対応に努めました。
- ・児童を対象とした福祉教育を実施し、お互いに助け支え合う福祉意識の醸成に取り組みました。

〔2〕主要課題と解決の方向性

前項の第1期計画の振り返りと、昨今の社会情勢の変化や広川町を取り巻く状況などを踏まえて、第2期計画を策定するにあたっての主要課題と解決の方向性を以下のように整理しました。

- ・福祉の意識向上については、これまで福祉の制度や地域での取り組みにふれたことがない住民や、社協の事業において関わることが少ない住民、特に現役世代の若年層に対する呼びかけが必要です。
- ・担い手の育成については、高齢化に伴う担い手不足と固定化が多く組織で発生している現状であり、担い手の育成だけでなく、既存の活動や組織運営の見直しなどによる負担軽減を図りながら、多様な参加の方法や機会を認め、引き出していく取り組みが重要です。
- ・相談ニーズへの的確な対応については、昨今のニーズの増加に伴う体制づくりが必要です。特に、新型コロナウイルス感染症拡大によって、生活に困窮する人が今後も増えていく可能性が高く、対応できるようにしておく必要があります。町内の社会資源では対応できないニーズに対しては、町外資源も含めた多職種、他機関連携を充実させていくことが重要です。
- ・安全・安心に関する取り組みについては、近年頻発する自然災害により、住民の関心も高まってきており、地域での防減災に関する啓発や訓練の実施等、可能な範囲で取り組みを進めていくことが重要です。また、災害ボランティアセンターの準備のほか、必要に応じて住民や様々な主体と連携・協働した災害支援の仕組みづくりなどについて進めていく必要があります。

【3】計画の基本理念と基本目標 ～わたしたちが目指すもの～

第2期計画を策定し進めていく中で、本計画が最も希求するところの基本理念と、それを実現するための基本目標を、以下の通り設定しました。

基本理念

わたしたちが共に生きていくために
一人ひとりの「気づき」と「工夫」で創り出す
安心できる暮らしの実現

この基本理念は、計画の策定と実施を担う者と、本計画の実施による受益者の両方が、相互に手を取り合って、安心できる暮らしを主体的に創り出すことを念頭に置いた理念となっています。

昨今の社会情勢や生活を取り巻く状況からは、誰もが地域福祉の受益者になり得ると同時に、誰もが地域福祉を支える担い手にもなり得ます。今後の地域福祉は、受益者と担い手、どちらにもなり得る可能性があることを踏まえた「わたしたち」が、どのような状況にあっても、ちょっとした「気づき」や「工夫」で、自ら安心できる暮らしの実現を目指して行動していくことが重要になります。以上のような思いを込めて基本理念を設定しました。

基本目標

【基本目標1】わたしたちが共に生きていくまちづくり
【基本目標2】わたしたちが暮らしやすいまちづくり
【基本目標3】わたしたちが安心を創るまちづくり

基本理念と同様に、地域福祉の受益者と担い手のどちらにもなり得る可能性があることを踏まえた「わたしたち」が、達成を目指す目標として3つ設定しています。次項以降で、目標達成に向けた具体的な取り組みについて述べていきます。

〔4〕計画の体系

基本理念と基本目標の達成を目指し、取り組みの体系を次のとおりに設定します。

基本理念

わたしたちが共に生きていくために
一人ひとりの「気づき」と「工夫」で創り出す
安心できる暮らしの実現

基本目標と取り組みの体系

〔基本目標1〕わたしたちが共に生きていくまちづくり

〔活動項目1-1〕 福祉の理解と活動の促進	取り組み（1）福祉教育・学習の促進
	取り組み（2）担い手の発掘とフォローアップの強化
〔活動項目1-2〕 参加・協力と連携の推進	取り組み（1）多様な参加・協力の方法や機会の充実
	取り組み（2）福祉課題解決のための連携の強化
〔活動項目1-3〕 心とからだの健康増進	取り組み（1）健康づくりの推進
	取り組み（2）介護予防の充実

〔基本目標2〕わたしたちが暮らしやすいまちづくり

〔活動項目2-1〕 相談支援体制の充実	取り組み（1）相談支援力の強化
	取り組み（2）見守り・声かけによるニーズ把握の充実
〔活動項目2-2〕 情報発信の充実	取り組み（1）インターネットによる情報発信の強化
	取り組み（2）紙媒体による情報発信の充実
	取り組み（3）情報収集が困難な人への対応の充実
〔活動項目2-3〕 福祉サービスの充実	取り組み（1）在宅福祉サービスの充実
	取り組み（2）権利擁護の推進

〔基本目標3〕わたしたちが安心を創るまちづくり

〔活動項目3-1〕 災害に伴う対応の充実	取り組み（1）防災・減災に関する取り組みの充実
	取り組み（2）発災から復興までを見据えた協働の強化
〔活動項目3-2〕 安全・安心な生活環境の整備	取り組み（1）認知症になっても安心できる環境づくりの推進
	取り組み（2）人にやさしいまちづくりの推進
〔活動項目3-3〕 様々な課題を持つ人への 支援の充実	取り組み（1）暮らしに困難を抱える人への自立支援の推進
	取り組み（2）社会的孤立に陥りやすい人への対応強化

【第3章】目標達成のための取り組み

【基本目標1】わたしたちが共に生きていくまちづくり

地域の中で、共に生きていくために必要となる取り組みを実施していきます。年齢や性別、国籍の違いなどにとらわれず、お互いの存在を理解し、尊重しあって、共に生きる社会の実現を図ります。また、心身の健康づくりや生涯を通しての学習を促進し、生きがいをもって暮らすことができる、地域社会をめざします。

【活動項目1-1】福祉の理解と活動の促進

○ 取り組み（1）福祉教育・学習の促進

幅広い年齢層を対象として、福祉についての関心や理解を広げていくために、地域や学校、家庭における福祉教育・学習を促進します。地域においては、研修会や座談会、学校においては、総合学習などの授業の中で実施し、そして、地域や学校におけるその教育・学習の成果を家庭でも共有できるよう促進していきます。これによって、地域社会全体で支える仕組みや、一人ひとりに寄り添う環境づくりへつなげていきます。

▼ 取り組みの例

- ・ 小中学校や地域を対象とした福祉教育、福祉学習
- ・ 福祉フォーラム等啓発事業
- ・ 認知症サポーター、認知症キッズサポーター養成講座
- ・ 住民福祉座談会、地域カフェ など



▲ 小学生を対象とした福祉教育の様子

○ 取り組み（2）担い手の発掘とフォローアップの強化

多様化する地域の福祉ニーズに対応していくためには、専門職に限らず、住民主体による福祉活動を進めていくことが必要です。一方で、多くの住民組織で構成員の高齢化や減少が見受けられており、今後は、地域や分野に限定化することなく、必要となる人材の発掘に向けた仕組みを構築していく必要があります。既

存の活動者や組織の運営者に対しても、無理なく活動を継続するための研修や、活動者同士の横のつながりから、一緒に、より柔軟な組織運営を考えていくなど、フォローアップを行っていきます。

▼ 取り組みの例

- ・ 各種福祉団体による活動推進
- ・ サロン活動の推進（元気な地域づくり講座、ひろかわ寄り合いネット）
- ・ ボランティア活動センターによる普及啓発事業（出前講座、情報交換会）
- ・ 介護予防や生活支援を目的とした市民サポーターの取り組み など



▲ 生活支援ボランティア「くらサポ」ミーティングの様子

〔活動項目1－2〕参加・協力と連携の推進

○ 取り組み（1）多様な参加・協力の方法や機会の充実

福祉活動への参加・協力の方法は、ボランティア活動だけではありません。寄付や募金、物品や場所の提供など、様々な方法があります。また、仕事の中で福祉に携わる方法や、企業・事業所の社会貢献として参加・協力する方法もあります。このように、多様な参加・協力の方法や機会を充実させることで、みんなが暮らしたい地域の実現を図ります。

▼ 取り組みの例

- ・ 社会福祉協議会の会員制度
- ・ 赤い羽根共同募金運動
- ・ 生活困窮者等への緊急食糧支援 など



▲ 赤い羽根共同募金街頭募金の様子

○ 取り組み（２）福祉課題解決のための連携の強化

複雑化する福祉課題の解決を図るためには、福祉に関わる組織間の連携を強化していく必要があります。そのためには、情報や課題の共有のための連携や、具体的な課題解決のための事業連携、また、組織の強み・弱みを補完し合う連携など、新しい連携の形を創っていくことが重要になってきます。それぞれの組織の取り組みを十分に認め合い、可能な限り連携を強化していきます。

▼ 取り組みの例

- ・ 各種福祉団体の連携
- ・ 町内社会福祉法人の連携による地域貢献
- ・ 災害時相互協力協定に基づく組織間連携 など



▲ 災害時相互協力協定調印式の様子

【活動項目１－３】心とからだの健康増進

○ 取り組み（１）健康づくりの推進

人が共に豊かな人生を送るためには、まずは、個人の健康を保つことが必要です。しかしながら、社会環境の変化によるストレスなどから、心やからだの不調を訴える人が増加しています。健康づくり・増進につながる取り組みを実施していくことで、いきいきと生活できる地域づくりを推進します。

▼ 取り組みの例

- ・ サロン活動、介護予防のための地域通いの場の推進
- ・ 生きがいと健康づくり講座 など



▲ 生きがいと健康づくり講座の様子

○ 取り組み（2）介護予防の充実

病気や障がいの有無に関わらず、個人の有する能力を維持し、自立した日常生活を送るためには、早期に効果的な介護予防に取り組むことが大切です。地域における介護予防の充実に向けて、行政と共に事業を推進していきます。

▼ 取り組みの例

- いきいき元気教室
- サロン活動、介護予防のための地域通いの場の推進
- 介護保険制度における介護予防事業
- 介護予防や生活支援を目的とした市民サポーターの取り組み など



▲ 地域通いの場の様子

【基本目標2】わたしたちが暮らしやすいまちづくり

地域の中で、暮らしやすいまちづくりを進めるために必要となる取り組みを実施していきます。困りごとや悩みを抱える人の相談支援体制を充実させるほか、福祉情報の効果的な発信、在宅福祉サービスや権利擁護の推進を図ります。

活動項目2-1 相談支援体制の充実

○ 取り組み（1）相談支援力の強化

個人が抱える生活上の困りごとや悩みは、昨今の社会環境の変化も影響して、多岐にわたっています。このような状況に対応していくために、相談対応に携わる者のスキルを高めるための取り組みや、個々の問題に関する専門職や専門機関とのネットワーク構築を図り、町全体の相談支援力を強化していきます。

▼ 取り組みの例

- ・ 心配ごと相談事業
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）
- ・ 在宅介護支援センター事業
- ・ 認知症地域支援推進員による相談支援 など

○ 取り組み（2）見守り・声かけによるニーズ把握の充実

社会生活環境が変化していく中で、一人ひとりの近隣との関係も希薄になり、困りごとの相談先がわからず、一人で悩みを抱え込むケースが増えています。問題の深刻化を防ぐために、日頃の見守り・声かけによるニーズの早期発見・把握に努めるとともに、迅速に対応できる支援体制づくりを推進します。

▼ 取り組みの例

- ・ 民生委員児童委員による見守り訪問活動
- ・ 在宅介護支援センターによる独居高齢者等の見守り訪問活動
- ・ 生活支援を目的とした市民サポーターの取り組み など



▲ 地域のボランティアによる声かけ
・ 見守り活動の様子

活動項目 2-2 情報発信の充実

○取り組み（1）インターネットによる情報発信の強化

個々人の情報収集方法の多様化に伴い、インターネット経由での情報収集を行う人は年々増えてきています。ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用し、より身近でわかりやすい福祉情報の発信に努めます。

▼ 取り組みの例

- ・ ホームページやフェイスブック・ツイッター・InstagramなどSNSを活用した情報発信 など



▲ 広川町社会福祉協議会公式ホームページ

○取り組み（2）紙媒体による情報発信の充実

これまで情報発信の中心を担ってきた紙媒体についても、高齢者を中心として根強いニーズがあります。地域に密着した、住民にとって読みやすい広報の充実に努めます。

▼ 取り組みの例

- ・ 広報誌『社協だより』の発行
- ・ 各種事業、イベントなどのチラシやパンフレットの作成 など



▲ 広報誌「社協だより」

○ 取り組み（3）情報収集が困難な人への対応の充実

加齢や障がい等により、情報収集が困難な人に対して、音訳や点訳などを活用した情報発信に努めます。

▼ 取り組みの例

- ・ 朗読ボランティアによる町広報誌の音訳化の支援
- ・ 視覚障害者を対象とした点字カレンダーの配布 など

活動項目2-3 福祉サービスの充実

○ 取り組み（1）在宅福祉サービスの充実

高齢者から障がい者、子どもまで、幅広い福祉ニーズに対し、在宅で安心して生活できるように、介護保険制度や既存の社会資源を有効に活用し、在宅福祉サービスの充実を図ります。

▼ 取り組みの例

- ・ 介護保険や障がい者を対象とした在宅福祉サービス事業 など



▲ 通所介護事業の様子

○ 取り組み（2）権利擁護の推進

知的障害、精神障害、認知機能の低下などのために、意思や権利を表明することが困難な人に代わって、その意思や権利を守り、自己決定を支援します。一人ひとりが自分らしく、よりよく生きるための環境・体制整備を推進します。

▼ 取り組みの例

- ・ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） など

【基本目標3】わたしたちが安心を創るまちづくり

昨今の社会情勢や生活環境のめまぐるしい変化により、病気や失業等の理由で生活の糧がなくなったり、大規模災害により住まいを失ったりするなど、そのリスクは年々厳しいものになっています。誰もが支え合い、自ら守る、地域で守るという意識を高め、私たち自身が安心できる環境を創り出す取り組みを進めていきます。

活動項目3-1 災害に伴う対応の充実

○ 取り組み（1）防災・減災に関する取り組みの充実

災害発生時の対応は、平時の事前準備に大きく左右されます。まずは、一人ひとりが、防災・減災に関する備えに努め、地域においても、日頃から防災意識の高揚を目指す取り組みを推進します。

▼ 取り組みの例

- ・ 防災・減災に関する研修
- ・ 『社協災害時対応マニュアル』に基づく災害対策 など

○ 取り組み（2）発災から復興までを見据えた協働の強化

大規模災害時は、行政や社協だけで対応することはできません。発災から一日でも早く日常生活を取り戻すためには、あらゆる場面において、町内外の人や組織と、立場や分野を越えて協働することが必要です。平時より関係構築に努めるとともに、それぞれの強みを活かしたつながりを強化していきます。

▼ 取り組みの例

- ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練
- ・ 災害時相互協力協定に基づく組織間連携
- ・ 災害ボランティアセンター運営における組織間連携
- ・ ボランティア活動センターによる災害ボランティア事前登録 など



▲ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の様子

活動項目3-2 安全・安心な生活環境の整備

○ 取り組み（1）認知症になっても安心できる環境づくりの推進

今や誰もが認知症となる可能性がある中で、たとえ認知症になっても、本人とその家族が地域で安心して生活を送ることができるように、地域住民と専門職とが連携して支援できる環境を整備します。

▼ 取り組みの例

- ・ 認知症地域支援推進員による当事者、その家族の支援
- ・ 認知症サポーター、認知症キッズサポーター養成講座
- ・ なのはなカフェ（介護者カフェ・認知症カフェ） など



▲ なのはなカフェの様子

○ 取り組み（2）人にやさしいまちづくりの推進

身近な地域で安心して暮らし続けるためには、お互いを助け合うことができる関係づくりが大切です。気軽に集うことができる場づくりを支援し、つながりを作っていくことで、人にやさしいまちづくりを推進します。

▼ 取り組みの例

- ・ サロン活動、介護予防のための地域通いの場の推進
- ・ 家族介護教室、家族介護者交流
- ・ 住民福祉座談会、地域カフェ など



▲ 地域カフェの様子

活動項目 3-3 様々な課題を持つ人への支援の充実

○ 取り組み（1）暮らしに困難を抱える人への自立支援の推進

昨今の厳しい社会環境などを踏まえ、年齢や性別、病気や障害の有無に関わらず、日常の暮らしに困難を抱える人に対して、自立した生活を送ることができるように包括的な支援を行っていきます。

▼ 取り組みの例

- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 生活困窮者等への緊急食糧支援
- ・ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） など

○ 取り組み（2）社会的孤立に陥りやすい人への対応強化

地域課題や制度の狭間で悩む人や、なんらかの要因で社会と関わるのが難しい人に対して、多様な参加の機会・方法を提案し、誰もが社会から孤立せずに、安心して暮らすことができるつながりづくりを目指します。

▼ 取り組みの例

- ・ ひとり暮らし高齢者を対象としたつどいの実施
- ・ 母子父子世帯を対象とした親子交流事業 など



▲ ひとり暮らし高齢者を対象としたつどいの様子

【第4章】計画の進め方

【1】計画の実施体制

本計画は、広川町において、地域福祉活動を進めていくための民間の行動計画であるため、計画の実施にあたっては、社協だけではなく、地域住民や福祉団体、NPO・ボランティア、民間事業者、行政等との役割と責任の分担に基づいた、協働・連携によって進めていきます。まずは、地域における課題を共有し、解決に必要な資源とアイデアを結集し、計画を具体的に進めていきます。計画実施後の評価や見直しについても、できる限り共に行い、より良い成果が生まれるように取り組んでいきます。

【2】計画の進行管理

本計画における実施状況の評価、見直しなどに関する進行管理については、計画策定に携わった者を中心に構成される会議体で行い、社協を事務局として適切に実施していきます。また、進行管理の結果については、住民に周知するため、広報誌やホームページを活用して情報を発信していきます。

そして、進行管理の基本的な進め方については、本計画に基づく事業実施計画を作成し、PDCA サイクルに基づき、評価と見直しを進めていきます。



社会福祉法人広川町社会福祉協議会 広川町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 地域福祉に関する活動を行う者等が相互に協力して、広川町の地域福祉の推進を目指した、総合的な地域福祉の活動計画を策定するため、広川町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 計画の策定に関すること
- （2） その他計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、広川町社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が委嘱する。

- （1） 広川町民生委員・児童委員協議会代表
- （2） 広川町区長会代表
- （3） 町内社会福祉施設代表
- （4） 関係団体代表者
- （5） 関係行政機関職員
- （6） 前各号に掲げる者の他、会長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定されるまでの日とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 委員会の委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、広川町社会福祉協議会地域福祉係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

計画策定の経過

地域福祉活動計画策定委員会

日 時	内 容
第1回 令和2年10月 8日	委員委嘱、地域福祉活動についての意見交換
第2回 令和2年12月11日	第1期計画の振り返り、第2期計画の理念・施策体系案協議
第3回 令和3年 1月28日	第2期計画の骨子案協議
第4回 令和3年 3月 9日	第2期計画案の協議

地域福祉活動計画策定チーム会議

日 時	内 容
第1回 令和2年 9月10日	第1回策定委員会準備
第2回 令和2年 9月30日	今後のスケジュール確認 第1期計画振り返り
第3回 令和2年10月13日	第1回策定委員会振り返り 第1期計画振り返り案作成
第4回 令和2年11月 5日	取り組みの優先順位と力点についての確認
第5回 令和2年11月19日	第2回策定委員会準備 第2期計画の理念・施策体系案作成
第6回 令和2年12月18日	第2回策定委員会振り返り 第2期計画骨子案作成
第7回 令和3年 1月15日	第3回策定委員会準備 第2期計画第1章、第2章案作成
第8回 令和3年 2月 9日	第3回策定委員会振り返り 第2期計画第3章、第4章構成についての確認
第9回 令和3年 2月26日	第4回策定委員会準備 第2期計画第3章、第4章案作成
第10回 令和3年 3月 9日	第4回策定委員会振り返り 冊子制作と印刷に関する打ち合わせ

第2期 広川町地域福祉活動計画

令和3年3月発行

社会福祉法人 広川町社会福祉協議会

TEL 0943-32-3768 FAX 0943-32-5530

<https://hirokawashakyou.jp/>

〒834-0115

福岡県八女郡広川町大字新代 2165-1 保健・福祉センターはなやぎの里内

印刷：株式会社昭和堂 製作：せりた PR 企画

第 2 期
広川町
地域福祉活動計画

社会福祉法人 広川町社会福祉協議会
第 2 期広川町地域福祉活動計画策定委員会